

一般国道 421 号 石樽峠道路建設事業  
に係る事後調査報告書

平成 19 年 5 月

国土交通省近畿地方整備局

## はじめに

本報告書は、自然環境の適切な保全を図るために、「一般国道 421 号石樽峠道路環境影響評価書（平成 15 年 2 月、国土交通省近畿地方整備局）」（以下、「評価書」と記す。）に示した事後調査実施計画のうち、工事中における猛禽類について、学識者の意見を参考にして平成 17 年及び 18 年度に調査を実施し、その結果をとりまとめたものである。

## 目 次

1. 事業の概要.....	1
1-1 事業者の名称及び住所.....	1
1-2 対象事業の名称、種類及び規模.....	1
1-3 対象事業実施区域.....	1
1-4 対象事業に係る工事の進捗状況.....	1
1-5 調査委託機関.....	1
2. 事後調査結果.....	2
2-1 調査項目.....	2
2-2 事後調査の実施理由（評価書からの引用）.....	2
2-3 目 的.....	2
2-4 調査日.....	2
2-5 調査方法及び調査地域.....	3
2-6 調査結果.....	5
2-7 事業による影響の予測及び保全措置の検討.....	7

## 1. 事業の概要

### 1-1 事業者の名称及び住所

名 称：国土交通省近畿地方整備局

住 所：大阪府大阪市中央区大手前 1-5-44

### 1-2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称：一般国道 421 号石樽峠道路

種 類：道路建設事業

規 模：延長 4.5km（トンネル区間 4.1km）

### 1-3 対象事業実施区域

事業区間：自) 三重県いなべ市大安町石樽南

至) 滋賀県東近江市黄和田町

### 1-4 対象事業に係る工事の進捗状況

平成 18 年 3 月、三重県側の道路工事を着工した。10 月からは発破を伴うトンネル掘削を開始し、平成 19 年 3 月現在、トンネル延伸工事を継続している。滋賀県側については、19 年度に工事を着手する計画である。

本調査は、工事中の事後調査に位置づけられる。

### 1-5 調査委託機関

名 称：株式会社ウエスコ

住 所：岡山県岡山市島田本町 2-5-35

代表者：代表取締役 山地 弘

## 2. 事後調査結果

### 2-1 調査項目

調査項目は猛禽類とした。

表-1 調査項目とその内容

調査項目	内容
猛禽類	改変区域における学術上重要な猛禽類の状況について、その生息状況を確認する。

### 2-2 事後調査の実施理由（評価書 p9-4 からの引用）

表-2 事後調査項目及び実施理由

事後調査項目	実施時期	実施理由
動物 (猛禽類)	工事中	改変区域は猛禽類の行動圏内に位置し、採餌環境として利用されている可能性が考えられることから、工事中においては、相応の配慮が必要と考え、モニタリング調査を行う必要があると考えた。

### 2-3 目的

事後調査の実施理由に留意し、本調査では、改変区域における学術上重要な猛禽類の生息現況の把握を目的とした。

### 2-4 調査日

現地調査日を表-3 に示す。本調査では、平成 18 年及び 19 年の生息状況を確認するため、繁殖期に現地調査を実施した。

現地調査については、アセス時及び工事着工前調査で猛禽類の繁殖や高頻度の利用は確認されていないため、各月 1 回、1 日間調査を実施した。

表-3 現地調査日（猛禽類）

調査回数	調査日
1 回目	平成 18 年 3 月 22 日
2 回目	平成 18 年 4 月 19 日
3 回目	平成 18 年 5 月 10 日
4 回目	平成 18 年 12 月 20 日
5 回目	平成 19 年 1 月 31 日
6 回目	平成 19 年 2 月 26 日
7 回目	平成 19 年 3 月 26 日

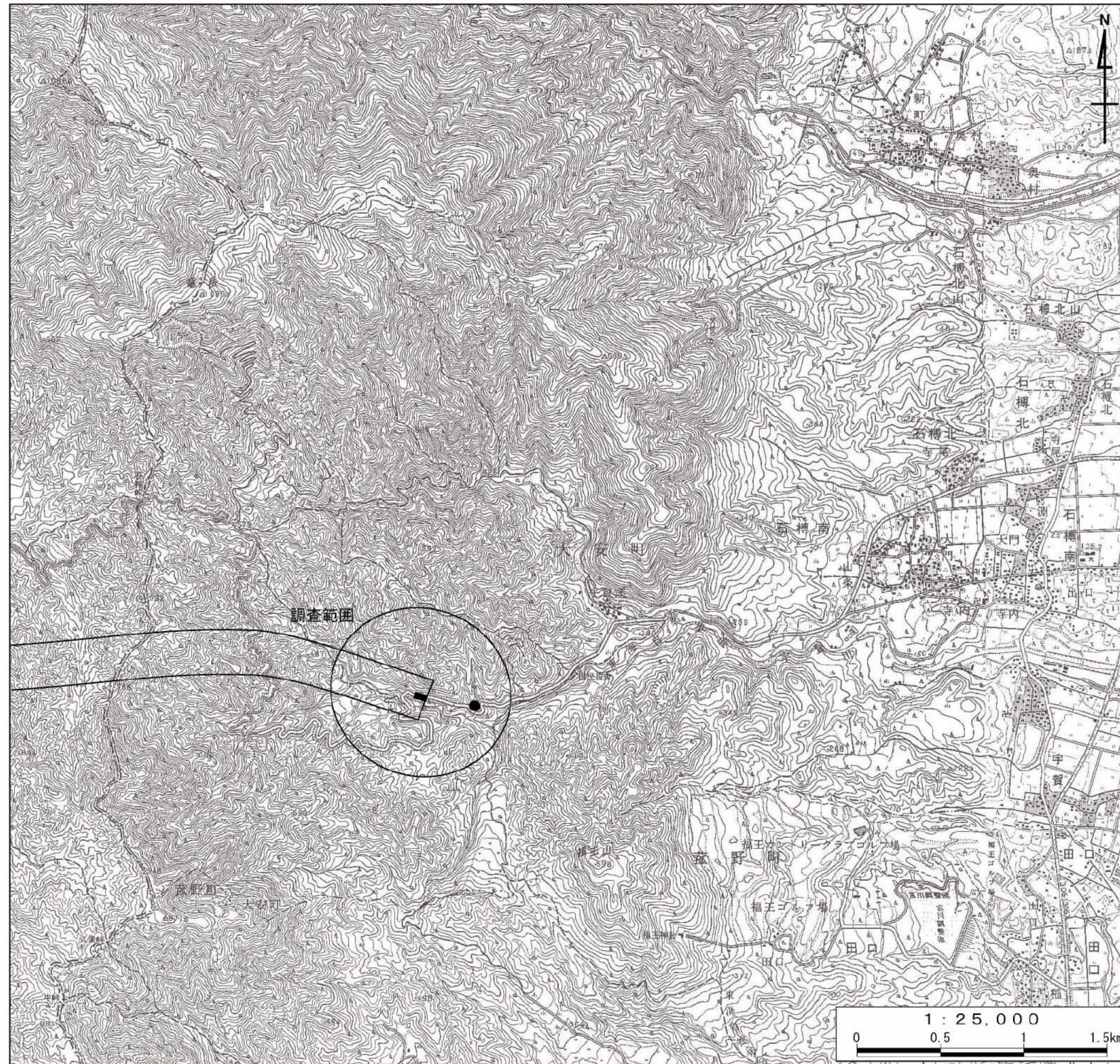
## 2-5 調査方法及び調査地域

調査方法については定点法を実施した。方法の概要を表-4 に示す。

調査地域は改変区域周辺とした。調査範囲を図-1 に示す。

表-4 現地調査方法

調査方法	内容
定点法	見晴らしのよい定点から観察し、双眼鏡や望遠鏡を使用し猛禽類を確認する。猛禽類を確認した場合には、種名、性別、行動等を記録し、図面に出現位置を記録する。同時に実施した地点間は、無線で連絡を取り合いながら、複数地点での確認に努めた。



凡 例	
●	調査定点
—	計画路線
■	変更区域

図-1 調査範囲図

## 2-6 調査結果

### (1) 確認種

現地調査で確認された学術上重要な猛禽類を表-5 に示す。ハヤブサ及びクマタカの2種が確認された。

各種の重要種としての選定状況を表-5 に示す。

表-5 現地調査で確認された学術上重要な猛禽類の一覧

種名	選定基準												
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬
クマタカ		a	b	b	a	●	●	●	●	b	a	a	b
ハヤブサ		a	c	c	b		●	●		a	a	b	c

〔注〕1.選定基準は以下の資料による。

- ①「文化財保護法」(昭和25年)による指定種  
a:特別天然記念物 b:天然記念物
  - ②「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年)による指定種  
a:国内希少野生動植物種 b:国際希少野生動植物種
  - ③「鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しについて」(環境省報道発表;平成18年12月22日)による指定種  
a:絶滅危惧ⅠA類 b:絶滅危惧ⅠB類 c:絶滅危惧Ⅱ類  
d:準絶滅危惧 e:情報不足 f:地域個体群
  - ④「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー鳥類」(環境省;平成14年)による指定種  
a:絶滅危惧ⅠA類 b:絶滅危惧ⅠB類 c:絶滅危惧Ⅱ類  
d:準絶滅危惧 e:情報不足 f:地域個体群
  - ⑤「日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー」(環境庁;平成3年)による指定種  
a:絶滅危惧類 b:危急種 c:希少種 d:地域個体群
  - ⑥「第1回自然環境保全調査」(環境庁;昭和51年)による主要野生動物
  - ⑦「第2回自然環境保全基礎調査」(環境庁;昭和56年)での指定種
  - ⑧「滋賀県における環境影響評価の手引き」(滋賀県;平成5年)による重要な動物
  - ⑨「三重県自然環境保全調査書」(三重県;昭和51年)による指定種
  - ⑩「三重県レッドデータブック 2005 動物」(三重県;2006年)による指定種  
a:絶滅危惧ⅠA類 b:絶滅危惧ⅠB類 c:絶滅危惧Ⅱ類  
d:準絶滅危惧 e:情報不足
  - ⑪「自然のレッドデータブック・三重」(三重自然誌の会;平成6年)による指定種  
a:危惧種 b:希少種
  - ⑫「滋賀県で大切にすべき野生生物、2000年版」(滋賀県;平成12年)による指定種  
a:絶滅危惧種 b:絶滅危機増大種 c:希少種 d:要注目種  
e:分布上重要種 f:その他重要種 g:絶滅種  
h:保全すべき群集・群落、個体群 i:郷土種
  - ⑬「近畿地区鳥類レッドデータブック」(山岸哲監修;平成14年)による指定種  
a:危機的絶滅危惧 b:絶滅危惧 c:準絶滅危惧 d:要注目
- 2.●印は、重要種に係る選定基準の該当項目を示す。



## (2) 各種の確認状況

### ①クマタカ

現地調査では、平成19年1月と2月に飛翔がそれぞれ1回目撃されたが、上空を通過したのみで、繁殖行動や採餌行動は確認されなかった。なお、工事前の調査時（平成16年～17年に3回実施）では、この範囲内での飛翔は確認されていない。

クマタカは留鳥であり、繁殖ペアは営巣場所を中心とした行動圏内に周年生息している。調査範囲はクマタカの繁殖ペアの行動圏内に存在するが、繁殖上重要な区域の外部に位置しており、その利用度は低い区域である。

### ②ハヤブサ

現地調査では、平成18年3月に上空飛翔が1回目撃されたが、上空を通過したのみで、繁殖行動や採餌行動は確認されなかった。また、工事前の調査時（同上）ではこの範囲内での飛翔は確認されていない。確認頻度が低く、かつ周辺に営巣適地がないため、調査範囲はハヤブサの繁殖ペアの行動圏に位置するのではなく、まれに飛来するものと考えられる。

## 2-7 事業による影響の予測及び保全措置の検討

現地調査の結果、調査範囲（改変区域およびその周辺）における重要な猛禽類の利用頻度は低く、この範囲内での繁殖は確認されていない。なお、同時期に実施した近傍の営巣地周辺における関連調査においては、営巣地を中心とした行動範囲に変化は認められず、工事前と同様に繁殖行動も確認されている。このことから、工事開始後のクマタカの繁殖ペアの生息状況は工事着工前と比較して大きな変化はないものと思われる。

今後は、三重県側のモニタリング調査を継続するとともに、滋賀県側でも工事を開始することから、工事中のモニタリング調査を実施する計画である。